# 2号及び3号認定保育料徴収基準額表

### ● 2号及び3号認定利用者負担額基準額表

(単位:円)

階層	区分	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
А	生活保護世帯	保育料無償化				
В	市民税非課税世帯					
С	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみの世帯)	7,800	7,600	保育料無償化		
D1	市民税所得割額 48,600円未満	9,400	9,200			
D2	市民税所得割額 48,600円以上 53,000円未満	11,500	11,300			
D3	市民税所得割額 53,000円以上 72,000円未満	14,700	14,400			
D4	市民税所得割額 72,000円以上 97,000円未満	23,600	23,100			
D5	市民税所得割額 97,000円以上 137,000円未満	30,400	29,800			
D6	市民税所得割額 137,000円以上 169,000円未満	43,000	42,200			
D7	市民税所得割額 169,000円以上 206,000円未満	49,300	48,400			
D8	市民税所得割額 206,000円以上 301,000円未満	56,700	55,700			
D9	市民税所得割額 301,000円以上	57,200	56,200			

<sup>※</sup> 寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入額(取得)等特別控除、配当割額控除、 株式等譲渡割額控除については、利用者負担額(保育料)算定の市民税額から控除されません。

#### ★ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯の利用者負担額(保育料)については、下表のとおりとなります

階層	区分	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
С	市民税所得割非課税世帯 (均等割のみの世帯)	0	0	保育料無償化	
D1~ D4の 一部	市民税所得割額 77,100円以下	4,000	3,900		

<sup>※</sup>上記階層以外については、軽減措置はありません。

### ★多子軽減制度

保育所等の施設に就学前の児童が同時に2人以上在園している世帯は、2人目の保育料が2分の1の額に、3人目以降の保育料が無料となります。

#### ★多子軽減制度の拡充

①一般世帯

市民税所得割額が57,699円以下の世帯について、多子軽減を算定する際の年齢制限を撤廃し、そのうえで第何子かをカウントし直し、第2子の利用者負担額(保育料)を半額、第3子以降を無料とする多子軽減を実施します。

②特定世帯(ひとり親世帯・在宅障がい者(児)のいる世帯)

市民税所得割額が77,100円以下の世帯について、多子軽減を算定する際の年齢制限を撤廃し、そのうえで第何子かをカウントし直し、第2子以降を無料とする多子軽減を実施します。

## 利用者負担額(保育料)の多子軽減制度の拡充について

## 拡充内容

## ①一般世帯

市民税所得割額が57,699円以下の世帯について、<u>多子軽減を算定する際の年齢制限を撤廃</u>し、 第何子かをカウントし直し、第2子の利用者負担額(保育料)を半額、第3子以降を無料とする多子 軽減を実施します。

②特定世帯(ひとり親世帯・在宅障がい者(児)のいる世帯)

市民税所得割額が77、100円以下の世帯について、<u>多子軽減を算定する際の年齢制限を撤廃</u>し、 そのうえで第何子かをカウントし直し、<u>第2子以降を無料</u>とする多子軽減を実施します。

参考: 拡充前の多子軽減制度

小学校未就学児以下を範囲として、第2子を半額、第3子以降を無料とする。

泉大津市健康こども部こども育成課